

# 熱中症対策に取り組んでまつ堺運動

熱中症に関する労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）が示されました。

## 1 改正の趣旨

第175回労働政策審議会安全衛生分科会資料（1-3）から抜粋

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を義務付ける。

## 2 改正の概要

○以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

1 热中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業者」
- ②「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

2 热中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体の冷却
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

※WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

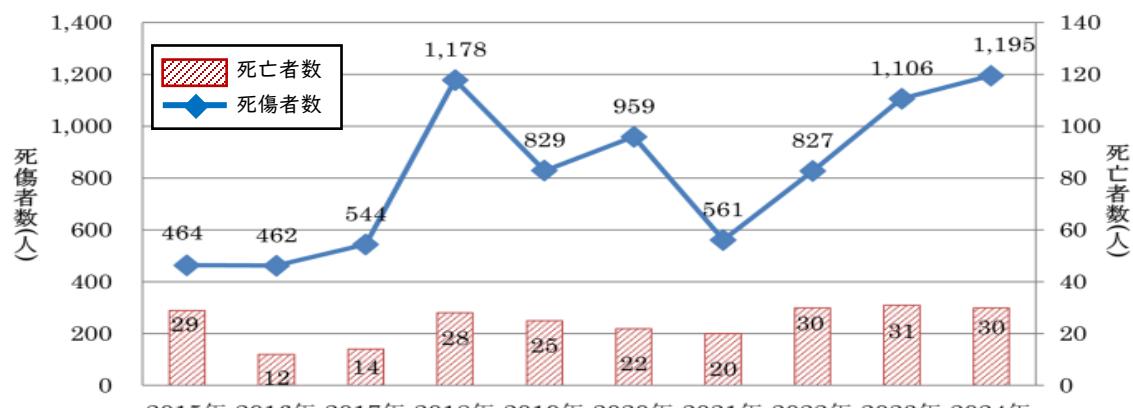
## 3 公布日等

（1）公布日令和7年4月上旬（予定）（2）施行日令和7年6月1日

## 夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）

令和7年1月7日時点での速報値

職場における熱中症による死傷者数の推移



厚生労働省 大阪労働局・堺労働基準監督署

<http://osaka-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

20254

# STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月



準備

重点取組

キャンペーン実施要項

準備期間 4月 にすべきこと

## ・労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し、熱中症予防の責任体制を確立

## ・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定

## ・休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討

## ・教育研修の実施

管理者、労働者に対する教育を実施

## ・暑さ指数（WBGT）の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し点検

## ・服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水による身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討

## ・緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順）を確認し、関係者に周知

## ・異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順に基づき適切に対応

※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間

7月

にすべきこと

- ・暑さ指数の低減効果と再確認し、必要に応じ対応を追加
- ・暑さ指数に応じた作業の中止等を徹底
- ・水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ・作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡回頻度を増加
- ・熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ・体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請